

別紙

令和5年度佐賀県食品衛生監視指導計画の実施結果

1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 実施結果（概要）

（1）食品関係施設への立入検査実施状況

県内各保健福祉事務所の食品衛生監視員が、県内の飲食店や販売店、製造所及び学校や社会福祉施設等の給食施設などでの立入検査を行いました。

対象施設	施設数	立入件数
総数	20,312	6,433

（施設数は令和6年3月末現在）

立入検査の結果、食品衛生上大きな危害となるような施設の不備、不適切な食品等の取扱・保管等はありませんでした。

併せて、自主検査、原材料の安全性確認、記録の保存等の HACCP に沿った衛生管理、及び食品の表示について、食品等事業者に助言、指導を行いました。

（2）と畜検査及び食鳥検査

◎と畜検査頭数

と畜場でと畜される牛や豚などの家畜について、と畜検査員が目視検査や精密検査などを行い、疾病等で食用に適さないものを排除しました。

畜種	と畜検査頭数
牛	4,991（とく2）
馬	0
豚	100,428
めん山羊	0
計	105,419

◎BSE 検査頭数

牛海綿状脳症（BSE）対策として、特定危険部位が適正に除去されたことを確認するとともに、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものを対象に BSE 検査を実施した結果、BSE 罹患牛は確認されませんでした。

畜種	BSE 検査頭数
牛	1

◎食鳥検査羽数

大規模食鳥処理場で処理される食鳥について、食鳥検査員が目視検査や精密検査などを行い、疾病等で食用に適さないものを排除しました。

処理施設数 (年 30 万羽超食鳥処理場)	検査羽数
5	24,015,664

(3) 食品等の検査実施状況

①抜き取り検査結果

県内に流通する食品等 781 検体の抜き取り検査を実施し、細菌、残留農薬、添加物等の検査を実施し、違反食品の排除に努めました。

すべての検査において、違反する食品は確認されませんでした。

②表示検査結果

県内に流通する食品 21,779 検体について、食品表示法に基づく消費期限又は賞味期限、特定原材料、製造者住所・氏名、使用添加物、保存方法などについて、表示検査を実施しました。

表示検査においては、食品衛生上大きな危害となるような違反は発見されませんでした。

(4) 食中毒発生状況

令和5年度は、年間で計5件の食中毒が発生し、そのうち1件がカンピロバクター属菌、4件がアニサキスによる食中毒でした。

(5) 県民への食品等による危害発生防止のための情報提供

① 食中毒注意報発令

食中毒が発生しやすい気象条件になった夏期に、食中毒注意報を5回発令し、食品関連施設等に対し、食中毒の予防について注意喚起を行いました。

発令番号	発令日時
第1号	令和5年5月30日 11時
第2号	令和5年7月12日 11時
第3号	令和5年7月14日 11時
第4号	令和5年8月18日 11時
第5号	令和5年9月19日 11時

② 夏期及び年末一斉取締り

細菌による食中毒が増加する夏期（7～8月）及びノロウイルスによる食中毒が増加し、食品等の流通量も増加する年末（12月）に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、県内全域での一斉取締りを実施しました。

③ 食中毒予防の啓発

食中毒が発生しやすい夏期及び年末には、テレビ、ラジオや広報誌等で一般消費者向けに家庭における食中毒の予防方法や、近年佐賀県で多発しているアニサキス食中毒の予防対策について啓発を行いました。